

令和2年3月12日

各位

一般社団法人日本レジャーホテル協会  
会長 清水 祐侍

## 新型コロナウイルス感染症関連経営支援策のお知らせ

平素より当協会の活動にご理解およびご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

経済産業省より、新型コロナウイルス（COVID-19）による企業への影響を緩和し、企業を支援するための施策が公表されております。また、日々刻々と施策が打ち出されていますので、下記、経済産業省ホームページより最新情報を取得し、ご活用くださいますようお願い申し上げます。

記

経済産業省ホームページ

- ・新型コロナウイルス感染症関連支援策サイト

<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html>

- ・「支援策パンフレット」（他省庁支援策も横断的に掲載され分かりやすい）

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>



特に、性風俗関連営業ホテルは、以下二点についての支援を受けることができます。（但し、各労働局によって判断が異なる場合がある点ご注意ください。）

- 1、雇用調整助成金の特例措置（別紙）
- 2、小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援（別紙）

この点、労働法令遵守の審査があり、賃金規程及び従業員の給与計算適正性や、タイムカード提出など申請後の要件確認で事務が煩雑になる可能性があります。また、労働法令違反発覚の場合、指導・処分となる可能性があります。

なお上記以外の、資金繰り支援などその他の経営支援を受けることはレジャーホテル業種の観点から大変難しい点ご注意ください。

※本件についてのお問合せは、Webに記載の政府機関各相談窓口までご相談ください。よろしくお願いいたします。

以上

(参考資料)

下記は、協会員が某県にてヒアリングした結果をまとめたものです。なお、各都道府県によって対応は異なりますので、あくまで参考程度にご覧ください。

1、雇用調整助成金の特例措置（某県職業対策課へヒアリング）

- ・ラブホテルの申請は、OK（4号ホテルだからという理由で不支給要件にはならない）
- ・ただし、シフト制が多い宿泊業は労働条件や労働状況等の他の要件が満たされず取り下げとなる場合が多いので、今回の特例措置では5月末日の事後申請でもよいことになっているが、休業する前にハローワークや社労士と相談し、申請書類は揃えていったほうが良い、とのアドバイスをもらいました。

2、小学校等の臨時休業に伴う補助者の休暇取得支援

（某県労働局雇用環境・均等室へヒアリング）

〔要件について〕 現段階では、「国・県・市町村といった自治体が対象外」という事しか決定していない。民間企業は基本、対象となりそうだが、何とも言いえない。具体的スケジュールも未定

〔注意点〕 通常の有給休暇とは別の給与有の休暇としなければならない。なので、本休暇を取得した結果従業員の通常有給が減っていたら、助成金対象外となる。よって、有給管理表の提出も求められる可能性あり。また、出勤簿に通常有給と異なる表示をする必要がある（コロナ休暇、特別休暇等）

本給与の日額は、通常有給額以上でなければならない。よって、給与が高い方の場合、日額上限を超える部分は会社負担となるので注意（日額が9,000円なのに、上限以上は払えないと8,330円にしてしまうのはNG）

現段階で規程に特別休暇等の明記がなくても、対応してもらえれば助成金支給対象となりうる

〔必要書類〕 就業規則・賃金規程、賃金台帳、出勤簿、親子関係証明確認書、休校の証明書を想定。